

平成 26 年 第 3 回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）
会 議 録

11 月 25 日 開会

11 月 25 日 閉会

平成 26 年第 3 回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
11 月 25 日（火曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第 10 号

平成 26 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成 26 年 11 月 17 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 25 日（火） 午後 2 時 30 分
2 場 所 香川県自治会館 7 階 会議室

午後 2 時 30 分 開会

出席議員 19名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山崎 数則 | 14番 | 濱中 幸三 |
| 3番 | 鎌田 基志 | 15番 | 安井 信之 |
| 4番 | 三笠 輝彦 | 16番 | 原田 照治 |
| 5番 | 山田 勲 | 17番 | 蓬 清二 |
| 6番 | 片山 圭之 | 18番 | 青木 義勝 |
| 7番 | 松永 恭二 | 19番 | 鈴木 義明 |
| 8番 | 植條 敬介 | 20番 | 渡辺 信枝 |
| 9番 | 田中 渉 | 21番 | 志村 忠昭 |
| 10番 | 秋山 忠敏 | 22番 | 田岡 秀俊 |
| 11番 | 国方 幸治 | | |

欠席議員 3名

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 2番 | 大浦 澄子 | 13番 | 香川 努 |
| 12番 | 橋本 守 | | |

出席関係者

| | | | |
|----------|-------|--------|--------|
| 広域連合長 | 大西 秀人 | 議会事務局長 | 岡田 真介 |
| 副広域連合長 | 大山 茂樹 | 事務局書記 | 向谷 美保子 |
| 副広域連合長 | 藤井 賢 | | |
| 事務局長 | 原田 典子 | | |
| 事業課長 | 氏家 泰三 | | |
| 総務課総務 | | | |
| グループリーダー | 高橋 伸彰 | | |
| 事業課資格管理 | | | |
| グループリーダー | 吉田 卓矢 | | |
| 事業課医療給付 | | | |
| グループリーダー | 尾崎 正典 | | |
| 事業課保険料 | | | |
| グループリーダー | 矢野 正登 | | |

議 事 日 程

日程第 1 会期決定について

日程第 2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 3 議案第 9 号から認定第 1 号まで

議案第 9 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

議案第 10 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

認定第 1 号 平成 25 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第 4 議員提出議案第 1 号 後期高齢者医療制度における財政救済措置を求める意見書

(趣旨弁明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期決定について

日程第 2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第 3 議案第 9 号から認定第 1 号まで

日程第 4 議員提出議案第 1 号

○議長（鎌田基志君）皆さん、こんにちは。

これより平成 26 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第 1 会期決定について

○議長（鎌田基志君）まず、日程第 1 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は 1 日と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 76 条の規定により議長において 6 番片山圭之君及び 20 番渡辺信枝君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長（岡田眞介君）議案第 9 号～認定第 1 号の議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第 3 議案第 9 号から認定第 1 号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第 3 議案第 9 号から認定第 1 号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況につきまして、簡単に御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代の全てが 75 歳以上になる 2025 年を見据え、国において持続可能な社会保障制度の確立を図るため、種々の改革が社会保障改革プログラム法を踏まえ進められているところでございます。

去る 6 月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立し、医療と介護の連携により、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法的枠組みが整えられたところでございます。

また、去る 10 月 15 日に開かれました社会保障審議会の医療保険部会においては、厚生労働省より、後期高齢者の保険料の軽減に係る特例措置を世代間・世代内の公平性の観点から段階的に廃止する方針等が示され、概ね了承されたと伺っております。

一方、社会保障の安定財源確保のため、当初、来年 10 月に予定されておりました消費税率のさらなる引上げは、延期となり、後期高齢者医療制度の被保険者をめぐる環境は、一層不透明感を増しているところでございます。

このような中、本広域連合においては、御承知のとおり、診療報酬の不正請求事案が発生し、今後、多額の損失が生ずる見込みであり、次期の保険料率改定への影響が懸念されるところでございます。

本広域連合といたしましては、今後とも国等関係機関の動向を十分注視するとともに、県や市町と連携を図りながら、引き続き、制度の円滑かつ適切な運営に資するよう努めてまいりたいと存じておりますので、議員皆様方より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成 26 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第 9 号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川川口市町総合事務組合同規約の一部変更についてでございます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散し、香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 10 号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてでございます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が、平成 27 年 3 月 31 日をもって、香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第 289 条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたため、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号平成 25 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入は、予算現額 5 億 1,107 万 5,000 円に対し、収入済額は、5 億 265 万 2,639 円で、予算現額と比較して、842 万 2,361 円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額 5 億 1,107 万 5,000 円に対し、支出済額は、4 億 6,937 万 3,097 円で、不用額は、4,170 万 1,903 円となっており、執行率は、91.8%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成 25 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてですが、第 1 款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、収入済額は、4 億 4,486 万 3 千円でございます。

次に、第 2 款「国庫支出金」は、保険者機能強化事業費補助金で、収入済額は、837 万 8,000 円でございます。

次に、第 3 款「財産収入」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の財産運用に伴う定期預金利子で、収入済額は、1 万 2,000 円でございます。

次に、第 4 款「繰入金」は、特別対策の実施に要する経費を、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金から繰り入れるもので、収入済額は、3,654 万 7,767 円でございます。

次に、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は、972万6,762円でございます。

次に、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料、香川県国民健康保険団体連合会からの平成24年度業務委託料の決算剰余金返還金等で、収入済額は、312万5,110円でございます。

以上、歳入合計は、5億265万2,639円でございます。

次に、歳出ですが、第1款「議会費」は、平成25年度に開催いたしました広域連合議会定例会開催に要する経費等でございまして、議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成委託料等で、支出済額は、98万7,998円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費でございまして、派遣職員の給与費や時間外勤務手当のほか、各種支給申請書等の印刷製本費、電算処理システム等に係る委託料や使用料、また、派遣職員の給与費相当分の負担金等で、支出済額は、4億1,453万7,195円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は、5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、16万9,462円でございます。

次に、第3款「民生費」は、懇話会開催経費、重複・頻回受診者訪問指導委託料のほか、市町が実施する人間ドック等の補助金等で、支出済額は、5,367万3,186円でございます。

以上、歳出合計は、4億6,937万3,097円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございしますが、歳入総額は、5億265万2,639円、歳出総額は、4億6,937万3,097円で、歳入歳出差引額は、3,327万9,542円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として、翌26年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございしますが、歳入につきましては、予算現額1,325億8,166万8千円に対し、収入済額は、1,315億5,948万2,811円で、予算現額と比較して、10億2,218万5,189円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額1,325億8,166万8千円に対し、支出済額は、1,293億442万9,046円で、不用額は、32億7,723万8,954円となっており、執行率は、97.5%でございます。

ます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成 25 年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第 1 款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び、市町が負担する療養給付費負担金で、収入済額は、217 億 9,568 万 3,449 円でございます。

次に、第 2 款「国庫支出金」は、国が負担する療養給付費負担金、高額な医療の発生に対する広域連合の財政の安定化を図るための高額医療費負担金のほか、調整交付金や市町に委託して実施する健診事業費補助金等に対する補助金で、収入済額は、436 億 2,347 万 6,776 円でございます。

次に、第 3 款「県支出金」は、県が負担する療養給付費負担金及び高額医療費負担金で、収入済額は、104 億 4,719 万 4,035 円でございます。

次に、第 4 款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は、531 億 8,917 万 4,922 円でございます。

次に、第 5 款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合の拠出金を財源とし、財源調整を行うもので、収入済額は、1,925 万 5,388 円でございます。

次に、第 7 款「財産収入」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入で、収入済額は、195 万 3,600 円でございます。

次に、第 8 款「繰入金」は、低所得者等の保険料軽減措置に対する後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金及び過年度の医療給付費に係る国、県、市町への償還金としての後期高齢者医療事業財政調整基金からの繰入金で、収入済額は、12 億 5,285 万 1,602 円でございます。

次に、第 9 款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は、9 億 5,396 万 4,283 円でございます。

次に、第 10 款「諸収入」は、歳計現金の運用による預金利子、交通事故による第三者行為に係る納付金、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金及び過年度分高額療養費返納金で、収入済額は、2 億 7,592 万 8,756 円でございます。なお、返還金の時効に伴う不納欠損額が、12 万 3,699 円となっております。

以上、歳入合計は、1,315 億 5,948 万 2,811 円でございます。

次に、歳出でございますが、第 1 款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の療養費の給付等に要する経費で、支出済額は、1,275 億 8,035 万 6,079 円でございます。

次に、第 2 款「県財政安定化基金拠出金」は、療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県が設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、8,749 万 9,657 円でございます。

次に、第 3 款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するために、全国の広域連合が共同で負担している共同事業への拠出金で、支出済額は、1,746 万 5,411 円でございます。

次に、第 4 款「保健事業費」は、被保険者の生活習慣病等の予防のために、市町へ委託して実施した健康診査に要する経費で、支出済額は、3 億 9,628 万 5,819 円でございます。

次に、第 5 款「基金積立金」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入を積み立てるもので、支出済額は、195 万 3,600 円でございます。

次に、第 6 款「諸支出金」は、保険料の過誤納金に係る還付加算金や払戻金及び過年度の医療給付費に係る、国、県、市町への返還金のほか、長寿・健康増進事業に係る経費を一般会計に繰り出す経費で、支出済額は、12 億 2,086 万 8,480 円でございます。

以上、歳出合計は、1,293 億 442 万 9,046 円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は、1,315 億 5,948 万 2,811 円、歳出総額は、1,293 億 442 万 9,046 円で、歳入歳出差引額は、22 億 5,505 万 3,765 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額となるものでございまして、実質収支額のうち 12 億円を地方自治法第 233 条の 2 及び後期高齢者医療事業財政調整基金条例に基づき、財政調整基金に積み立て、残額 10 億 5,505 万 3,765 円を剰余金として、翌 26 年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成 25 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、去る 9 月 26 日付けで、監査委員から、予算の執行は適正であることを認めた旨の意見書を提出いただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論にはいるのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第9号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成25年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。



日程第4 議員提出議案第1号

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4議員提出議案第1号後期高齢者医療制度における財政救済措置を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を求めます。4番三笠輝彦君。

〔4番（三笠輝彦君）登壇〕

○4番（三笠輝彦君） 議員提出議案第1号後期高齢者医療制度における財政救済措置を求める意見書について、提出者を代表いたしまして私から趣旨弁明を申し上げます。

御承知のとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者等の医療を社会全体で支える公的医療保険制度として、平成20年4月に創設され、既に6年が経過し、現在では十分定着しているとされております。

また、一方で、昨今の社会保障制度の議論において、世代間の負担の公平性の観点に立った制度改革や、団塊の世代の全てが後期高齢者になる2025年に向け、保険者の財政運営のより一層の安定化等が論じられているところであります。

このような中、私どもの広域連合管内において、四国厚生支局の監査により、医療機関による多額の診療報酬の不正請求事案が判明いたしました。その結果、当該医療機関を経営していた法人は、保険医療機関の指定を取り消され、病院事業を別法人に譲渡し、破産申立に至っております。この医療機関の本広域連合に係る診療報酬不正請求金額は約13億円に上り、支払を留保していた2か月間の診療報酬を相殺してもなお、約11億円の不正請求返還金が残し、その回収は非常に困難な状況となっております。

しかしながら、現行の制度では、不正請求金額は医療給付費の対象とは見なされず、国・県・市町・各医療保険者からの負担金、支援金から減額されることとなります。広域連合の医療給付費に係る財源の約9割は、国などからの負担金等であるため、不正請求返還金が回収できないとなると、本広域連合には多額の損失による財政影響が生じ、ひいては、今後の保険料上昇により、被保険者に多大な負担を生じさせることとなります。

さらに、このような事案は、全国いずれの広域連合でも生じる恐れがあり、実質的に監査権限のない広域連合にとりまして、共通の制度上のリスクとなっております。

このような状況でありますことから、国に対して、公的医療保険制度の安定的な経営を図るとともに、被保険者が継続的に安心して医療の提供を受けられるようにするため、回収不能な債権額については、国庫負担基本額から減額を行わない等の救済措置を設けるなど、広域連合の財政救済措置を講じるよう強く要望しようとするものであります。

以上で趣旨弁明を終わりますが、事情御賢察の上、何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（鎌田基志君） 以上で提出者の趣旨弁明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論にはいるのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより議員提出議案第1号後期高齢者医療制度における財政救済措置を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成26年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時58分 閉会

会議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 片 山 圭 之

議 員 渡 辺 信 枝

